

平成23年3月29日

総務大臣
片山善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成23年1月25日付け諮問第3031号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりである。

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」
に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 23 年 3 月 29 日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 基礎的電気通信役務の範囲(第14条関係)

<p>意見1 NTT東・西以外の事業者に対して、約款届出や会計整理等の各種規制を適用することは事業運営上の負担が大きく軽減すべきであり、適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>今回の改正案では、加入電話を提供する事業者の光IP電話が基礎的電気通信役務の対象として追加されることとなりましたが、適格電気通信事業者であるNTT東・西以外の事業者が、光IP電話の提供を推進したとしても、メタル回線を独占的に保有するNTT東・西が、自らメタル撤去をしない限り、直ちには「光の道」実現に結びつきません。それにも拘わらず、NTT東・西以外の事業者に対して約款届出や会計整理等の各種規制を適用することは、事業運営上、時間やコスト等の負担が大きくなるだけであり妥当ではありません。</p> <p>加えて、今回の改正案では、OABJ光IP電話を提供する事業者において加入電話の提供有無だけで適用される規制に差が生じることとなり、規制が適用される事業者は、機動的な料金設定ができない等不利になることが懸念されます。</p> <p>以上より、NTT東・西以外の事業者に対する約款届出や会計整理等各種規制の負担は軽減すべきであり、その対象を適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>情報通信審議会答申(「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」(H22.12.14)。以下「情通審答申」という。)では、基礎的電気通信役務に関する制度の趣旨、今回の見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、加入電話を提供している事業者の光IP電話を基礎的電気通信役務の対象とすることが適当であるとしており、今回の改正案はこれに基づき制度化するものである。</p> <p>なお、情通審答申にも示されたとおり、今後の競争状況を注視していく必要があるとともに、メタルから光への移行が相当程度進んだ場合には見直しが必要になる場合もあると考えられる。</p>
<p>意見2 基礎的電気通信役務の要件とされている「一の種類の電気通信役務の大部分がFTTHである場合」の「大部分」として想定する具体的な数値等を示すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>基礎的電気通信役務の要件として、「当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているとき」と示されていますが、電気通信事業者におけるユニバーサルサービス提供義務発生の予見性を確保するために、「大部分」という文言で想定する具体的な数値等を示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>今回の改正案では、ごく一部にFTTH以外のものが含まれる程度で、全体としてFTTHによる電話サービスと捉えることが適当なサービスについて基礎的電気通信役務の対象とする観点から、「大部分がFTTHで提供されているとき」を基礎的電気通信役務の要件としたものである。こうした趣旨を踏まえると、「大部分」とは、当該サービスの提供方法等によっても変わってくると考えられるが、当面は、数値的には、概ね当該サービスの総回線数の9割程度を目途とすることが適当ではないかと考えられる。</p>

2 基礎的電気通信役務の提供方法等の報告(第14条の2関係)

<p>意見3 他の事業者のサービスとの契約が必要となる場合の総務大臣への報告について、機動的なサービス展開の障害等となることが懸念されるため、適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>本規定は、「利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合」に「他の役務」の提供方法等について事前の報告義務を課すというものであり、その「他の役務」の具体的な例として「自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など」と諮問時の説明資料に示されています。</p> <p>しかしながら、改正案においては「他の役務」の範囲について特段の限定がされていないことから、適格電気通信事業者以外の事業者のサービスについてまで報告義務が課せられて、事業者側の負担が増すことや機動的なサービス展開の障害となること等が懸念されるため、報告に係る負荷は軽減すべきであり、その対象を適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>今回の改正案では、光IP電話の契約において当該光IP電話以外の役務の契約が必要とされる場合、基本料金の合算額が一定額以下であるものを基礎的電気通信役務の対象としていることから、他の事業者の役務に係る契約が必要とされる場合には、他の事業者の役務の基本料金の額を確認することが必要である。</p> <p>この場合、各事業者の負担や責任範囲等を勘案すると、合算に必要となる他の事業者の役務の基本料金の確認は、総務大臣が行うことが適当であり、こうした対応に必要な制度として第14条の2の報告を設けるものである。</p>
<p>意見4 他の事業者のサービスとの契約が必要となる場合の総務大臣への報告について、スケジュールの実態を考慮し、円滑なサービス提供が阻害されないようにすべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>「実施の日の三十日前までに総務大臣に報告」としていますが、電気通信事業者のサービス開発(提供方法や基本料金の額の決定等)のスケジュールの実態を考慮し、当該手続きによって、円滑なサービス提供を阻害することがないようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>第14条の2の報告については、行政における必要な事務手続を勘案して報告の期限を定めているものであるが、制度施行後、行政における事務手続の状況、各事業者のサービスの提供の状況等を十分に踏まえ、必要な場合には見直しの検討を行うことが適当と考えられる。</p>

3 基礎的電気通信役務の提供(第22条の2関係)

<p>意見5 メタルの加入電話に代えて光IP電話により提供を行う場合の総務大臣への報告について、NTT東・西のメタル回線を借りてサービスを提供する事業者には課すこととせず、適格電気通信事業者のみに適用するよう速やかに見直すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>提供区域等の報告義務を新たに課すのは、今後、ある地域で加入電話の代わりに光IP電話が提供されると、その地域では加入電話が利用できなくなり、利用者への影響等が大きいことから、その地域を事前に把握するためと理解しています。</p> <p>加入電話(ドライカップ電話)を提供する接続事業者は、NTT東・西が独占的に保有するメタル回線を借りてサービスを提供していますが、NTT東・西が、ある提供区域のメタルを撤去する前に、接続事業者がその区域のドライカップ電話の代わりに自社の光IP電話を提供してユーザーを移行させたとしても、この報告義務が課せられます。しかしながら、その後ユーザーが接続事業者の光IP電話を利用しなくなったとしても、NTT東・西がメタル回線を撤去しない限り加入電話を利用可能でありユニバーサルサービスが確保されていることから、その地域でNTT東・西が加入電話の代わりに光IP電話を提供する際に自ら報告すれば十分といえます。</p> <p>このため、本報告義務は、適格電気通信事業者のみに適用するよう速やかに見直すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>基礎的電気通信役務には、NTT東・西の加入電話だけでなく、NTT東・西のメタル回線を用いて加入電話を提供する場合(ドライカップ電話)なども含まれるが、今回の改正案では、これらを含め、基礎的電気通信役務の提供を加入電話に代えて光IP電話により行うこととする場合、利用者等に与える影響が大きいことから、総務大臣への報告を求めることとしているものである。</p>
<p>意見6 加入電話の提供を行わない場合、総務大臣への報告だけでなく、対外公表義務も必要。また、競争環境確保の観点から、接続事業者への情報公開も行うべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバでの競争環境の構築 <p>本改正は、「光の道」構想の推進のため、光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性のあるメタルの加入電話の提供義務を緩和することにより、適格電気通信事業者の二重投資を回避させることを主目的としておりますが、一方で、光ファイバでの競争環境の構築が不十分であることから、本来であれば、光ファイバ接続料の検討やIP網におけるアンバンドル議論等といった競争環境の整備、利活用促進と平仄をあわせて検討を進めるべきものと考えます。</p> ・情報公開 <p>メタルと光ファイバとでは、電話としての機能だけでなく、ADSL といったインターネット接続サービスにおいても、差分があるため、利用者保護の観点からは、適格電気通</p> 	<p>情通審答申では、NTT東・西は、加入電話の新規提供を行わないこととする場合、十分な時間的余裕をもって利用者等への周知を図っていく必要があること、利用者や関係事業者の予見可能性確保等の観点から、基本的な考え方や予定等についてあらかじめ公表し、透明性が高い形で行うことが適当であることを指摘しており、当審議会としても、これらについて確実に行われることを期待する。</p>

<p>信事業者もしくは行政による利用者への十分な周知が必要と考えます。また、同様に接続事業者への適切な情報開示も必要と考えます。</p> <p>以下のとおり、当社の考え方を申し述べます。</p> <p>■加入電話の提供を行わないとする場合の措置について(省令案第 22 条の 2)</p> <p>加入電話の提供を行わないこととする区域について、総務大臣への報告だけでなく、明確に期限も区切った上での対外公表義務も必要であると考えます。</p> <p>メタルについては、DSL サービスやマイライン等、適格電気通信事業者以外の接続事業者が提供しているサービスもあり、情報開示が何ら行われないことは、利用者にとって想定し得ない移行コストの発生、またはサービスの継続的な利用が出来ないなど、不利益な状況になりかねません。</p> <p>また、利用者に対するのと同様に、競争環境確保の観点では、接続事業者への情報公開も行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】 【イー・モバイル株式会社】</p>	
<p>意見7 メタルによる加入電話を提供せずに、光IP電話のみを提供する場合は、メタル上で実現しているサービスと同等以上の代替サービスを提供できるようにするか、利用者からの要望があればメタル回線を義務的に提供するという措置が必要。</p>	<p>考え方7</p>
<p>メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する場合は当該光 IP 電話の提供区域等について、総務大臣に報告さえすれば良いことになっています。しかし、当該地域の利用者はメタルが提供されないことによって、マイライン、直収電話、DSL サービスのような競争環境にある様々なサービスを選択することができなくなります。さらに、光ファイバ回線における接続条件や接続点が、メタル上の様々なサービスのように競争を活発化させるものになっていないため、接続事業者の新たなサービス提供の芽を摘むことになっています。</p> <p>よって、当該地域においては光 IP 電話の東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)による独占となり、それをレバレッジとしてブロードバンドサービスまでもNTT 東西殿の圧倒的な優位性による強い独占化傾向となります。</p> <p>これは、メタル線の存続／撤去について「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」(2000年7月3日)※第4章第2節に書かれた「メタル線の存続はDSL サービス提供の必要条件であることから、東西NTTは～(略)～DSL サービスを利用しているユ</p>	<p>今回の改正は、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から、ユニバーサルサービスとして、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話のいずれかが提供されればよいこととするものである。</p> <p>電話網からIP網への移行に当たって、マイライン、DSLサービス等のメタル回線上で実現しているサービスをどのように取り扱うこととするかは、ユニバーサルサービスの確保とは異なる課題であるが、事業者間の公正な競争環境の確保や利用者保護の観点から検討が必要な課題と考えられる。</p> <p>これに関しては、本年3月1日、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方が情報通信審議会に諮問され、電話網からIP網への円滑な移行の在り方等についても審議されることになったことから、この審議等を踏まえ、検討されるべきと考えられる。</p>

一ザが料金面、品質面等においてそのサービスと同等又はそれ以上のサービスと考える光ファイバを使用した新たな代替サービス等を接続事業者が即座に提供可能となるようにすべきである。」との考え方に反するものであり、それを基に定められた NTT 東西殿の接続約款 61 条 3 項「(略)～利用している DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」といいます。)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。」にも反することから、メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する場合は、接続事業者が光ファイバを利用して DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える代替サービスを提供できるよう、光ファイバ回線において PSTN と同等の GC 接続点の創設並びにドライカッパと同等以下の加入者単位接続料の設定を合わせて行うことが必要です。

また、パブリックコメント募集時の別紙 1 の省令案の概要「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」資料の「(3)法第 25 条の提供義務との関係の明確化等」の備考に「光 IP 電話を提供することにより、加入電話の提供を行わないこととする場合には、利用者への影響等が大きく、～(略)」とあるように、メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する地域の利用者が、メタル回線でのみ提供されているサービスを要望する場合に特に影響が大きいものとなります。このため前述のように光ファイバ回線においてメタル上で実現しているサービスが料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える代替サービスを提供できるようにするか、当該地域であっても利用者からの要望があればメタル回線を義務的提供するといった措置が合わせて必要です。

※「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」(2000 年 7 月 3 日)

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/denki/000703j601.html

【ソフトバンクBB株式会社】

【ソフトバンクテレコム株式会社】

【ソフトバンクモバイル株式会社】

4 その他

<p>意見8 NTT東・西は、国民負担の最小化に向けて、マイグレーションの時期や方法を明確にし、コア網だけでなく、メタルアクセス回線の移行計画を速やかに開示すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>今回の見直しの前提は、NTT東・西が、「光の道」実現に向けてメタルから光へのマイグレーションを進めていく過程の中で、メタルと光の二重投資の回避やメタル撤去、光化やIP化等によってコストを削減し、国民負担を最小化できると考えます。</p> <p>見直しの結果、NTT東・西は、加入電話と光IP電話のいずれかを提供すればよいことになりましたが、これではメタル撤去のインセンティブが必ずしも働かないことから、メタルから光への円滑な移行が促進されるのかは明らかではありません。</p> <p>このため、NTT東・西は、国民負担の最小化に向けて、マイグレーションの時期や方法を明確にしていくため、コア網についてだけではなく、現状のメタルアクセス回線をいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか等の計画を速やかに開示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>NTT東・西は、昨年11月に「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を公表したところであるが、本年3月1日、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方が情報通信審議会に諮問され、電話網からIP網への円滑な移行の在り方等についても審議されることになったことなどを踏まえ、今後の検討・取組に資する情報の積極的な提示等が期待される。</p>
<p>意見9 国民負担を前提とした現行制度は望ましくなく、制度見直しの時期を迎えているため、コストの算出・負担方法等を含め直ちに抜本的な見直しを行うべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>従前の弊社共意見のとおり、そもそも、国民負担を前提とした現行のユニバーサルサービス制度は望ましくなく、「ユニバーサルサービス制度の在り方答申」(2008年12月16日)に定める制度見直しの時期を迎えていることから、コストの算出・コスト負担の方法等を含め、ただちにその在り方について抜本的な見直しを行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>今回の改正案では、基礎的電気通信役務としての光IP電話の範囲については市場環境の変化等を勘案して必要な見直しを行うとともに、施行後3年を目途として、制度の見直しを行うこととしており、この規定や制度見直しに対する要請を踏まえ、適時適切に検討を行うことが適当と考えられる。</p>
<p>意見10 「光の道」構想が実現する時代における利用者の環境を考慮し、ユニバーサルアクセスの概念の導入等について検討を進めるべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>また、「光の道」構想が実現する時代における利用者の環境を考慮し、従前より検討課題となっているユニバーサルアクセスの概念の導入等についても検討を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>今後、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスの対象とすることについては、情通審答申においても検討課題として指摘されており、総務省が昨年12月24日に発表した「工程表」においても、今後、ブロードバンドアクセスのユニバ化の検討を行うことが盛り込まれていることから、これらを踏まえ、適時適切に検討を進めることが適当と考えられる。</p>